令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会 第2回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和6年8月7日(水)午後1時30分~午後3時40分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 橋口、宮川、森部 労働者代表委員 鎌田、重黒木、白崎 使用者代表委員 河野、酒匂、野口

事務局一吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、髙田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

部会委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、第2回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は9名の委員全員が出席 されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認につきましては、鎌田委員と酒匂委員にお願いいたします。また、専門部会の開催について公示を行ったところ、3名の申し込みがあり、傍聴されていることをご報告申し上げます。

傍聴者の方におかれましては、「傍聴にあたっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

なお、会議資料の一部については、後日宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。報道機関の方の皆様はこれにて撮影を終了していただくようお願いいたします。なお、報道機関関係の方についての傍聴は、傍聴者席で可能となっております。

ここからは森部部会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

【森部部会長】

皆さん、よろしくお願いします。それではただいまより、専門部会の議事を進めたいと思います。

まず議題1です。議題1の参考人意見聴取についてですが、前回第1回専門部会で意見聴取を 行うとされた「日本民主青年同盟宮崎県委員会」「宮崎ふれあいユニオン」「宮崎県労働組合総連 合」からの参考人聴取について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

これにつきましては最低賃金法第 25 条におきまして、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとされ、規則において、「最低賃金審議

会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見をきくものとする」と規定されております。

また、意見陳述者、参考人と言いますが、参考人は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

関係労使からの参考人意見聴取につきましては、期日までに別添の資料1に添付しております3件の「意見」が提出されております。また、3件全てにおきまして意見陳述を希望されております。第1回専門部会においてご協議いただきまして、意見聴取を認めることが確認されましたので、第1回専門部会後に電話で、参考人氏名、発言要旨、追加資料があれば提出を求めております。

日本民主青年同盟宮崎県委員会様からは、参考人1名の出席報告があり、すでに提出済みの「意見」に追加する資料はないということを聞いております。

次に、宮崎ふれあいユニオン様からは、参考人2名の出席報告があり、すでに提出済みの「意見」に追加する資料はないということを聞いております。

最後に、宮崎県労働組合総連合様からは、参考人1名の出席報告があり、追加資料があると聞いております。発言要旨につきましては、3件いずれもが「意見」を補強するため、現場の実態について話をしたいということですので、確認をしております。説明は以上となります。

【森部部会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、なんかご質問がございましたらお願い します。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それではないようですので、参考人から意見を聞きたいと思います。日本民主青年同盟宮崎県委員会、宮崎ふれあいユニオン、宮崎県労働組合総連合の順で、意見聴取を行いたいと思います。よろしくお願いします。

<大迫参考人入室>

【森部部会長】

それでは本日の意見発表者であります日本民主青年同盟宮崎県委員会の大迫さんのご意見を伺いたいと思います。本日はお忙しい中、この専門部会においていただき、誠にありがとうございます。これからいただきますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開とされており、議事録が公開されますが、ご了解いただけますでしょうか。

【大迫参考人】

はい。

【森部部会長】

ありがとうございます。それでは大迫さん、5分程度でご意見をお願いします。

【大迫参考人】

日本民主青年同盟の大迫と申します。私たちは青年の切実な要求に応え、生活の向上、平和、独立、民主主義、社会進歩を目指す 15 歳から 30 歳までの青年団体です。

昨年も申し入れと意見陳述をさせていただき、中央審議会の目安以上の大幅引き上げの答申をされたことは、苦しい生活を送る青年労働者を励ますものだったと思います。一方で、長引く物価高騰の下で実質賃金はマイナスが続き、6月は27年7か月ぶりにプラスだったようですが、依然として青年労働者の生活は苦しいというのが現状です。

私たちは、この間、青年、学生の実態や願いを聞き取ってきましたので、ご紹介します。

民青同盟は、新型コロナウイルスの感染が拡大した 2020 年から、学生生活を支える無料の食糧支援を行ってきました。食糧支援は、毎回 20 人から 30 人ほどの学生が利用して、多い時は 70 人ほどの学生が利用した大学もあります。 5 月に行った食料支援でも 30 人の学生が利用しました。長引く物価高騰は、全ての青年、学生の生活に影響を与え、多くの青年、学生の生活は困窮しています。

食糧支援では、生活の実態などを聞き取るアンケートを実施しています。5月に行った食糧支援では、アンケートに応えたたくさんの学生が何らかの経済的な負担や不満を答えてくれました。特に負担に感じているものとして「食料品の物価高騰」が圧倒的に多いのも特徴でした。また、ある4年生はバイトを増やそうとしているということも話してくれました。日本の大学の学費は異常に高く、学費を払っている親御さんの負担を軽くするために、生活費は自分でバイトして何とかしているという学生がたくさんいます。バイトはしていないという学生も奨学金を借りているなど、完全に自分の負担なしに学生生活を送っている学生の方が少ないと感じます。中には、学費も生活費も全て奨学金とバイト代で賄っている学生もいます。

最低賃金が上がれば、学生がアルバイトに充てる時間を学業や友人との時間に充てることができます。何よりも今、苦しい学生の現状を変えていくために最低賃金を大幅に引き上げていただきたいです。

次に社会人の賃金の実態を紹介します。この間、社会人にも賃金の実態についてアンケートを 取ってきました。回答数は少ないのですが、ほとんどの青年が最低賃金を上げてほしいと答えま した。

宮崎駅前で対話した青年は、「パートで時給900円。一日8時間、週5日働いて月14万円ほどで色々引かれて10万円ぐらい。そこから家賃などを支払わないといけないので、生活は苦しい。 貯金はほぼない。 時給を1,500円まで上げてほしい。」と話していました。 時給900円というのは最低賃金ぎりぎりの時給です。 時給900円でも物価高騰で生活は非常に苦しくなっています。

また、別の飲食店に勤務する女性は、10 時から 16 時の勤務で月 8 万円の収入と答えました。 事情があってフルタイムで働けないそうですが、一人暮らしをされているそうで、ギリギリの生活が想像できます。夏は、「クーラーをつけないと命に関わるから照明を落としている。」と答えています。

また、都城で求職中の女性は、父親と2人暮らしで、「今は父の収入があるので何とかなっているが、父が退職したら年金だけになり、自分が稼がないといけない。そうなれば今の最低賃金ではとても暮らせないと思う。」と話していました。

こうした状況の青年・学生が安心して働き、生活できるような最低賃金へと引き上げて欲しいです。先日の最低賃金審議会会長への申し入れでは、全国一律1,500円への引き上げを求めました。手取りで20万円。おそらく時給は1,500円あると思われる青年も、物価高騰の下、今の生活では将来に展望が持てなかったり、自分や家族に何かあれば毎月のように支払いに追われ、生活

がカツカツの状況に陥ります。こうした状況で、宮崎県の現在の最低賃金では青年が将来に希望を持って生活したり、自己実現していくことは難しいと思います。時給1,500 円は決して贅沢な望みではなく、人間らしく働き、生活することができる最低ラインです。ぜひ、宮崎の青年が安心して将来に展望を持って働き続けられるような最低賃金の引き上げをお願いします。宮崎と東京などの賃金を比べ、最低賃金が低い状況では人口流出に歯止めが効きません。「大好きな宮崎で生きていく」という選択が取れるように、青年の人生の選択肢を広げるためにも最低賃金を全国一律にすることを求めます。

宮崎県は中小企業が多く、賃金の引き上げには中小企業への支援は切り離せません。政府が賃上げに積極的と言っても、それを中小企業が実行できるような支援がとられているようにも思えません。掛け声だけの政府の賃上げはなく、社会保険料の軽減など、実際に賃金を上げ、人を雇えるような支援も審議会から政府の方に求めていただきたいです。私たちの求める全国一律の最低賃金1,500円を実行するには、そうした政府の支援が絶対に必要だと思います。

以上、青年の願いを実現するためにも、宮崎県の地方最低賃金審議会の積極的な引き上げの答申で、政府を後押ししていただくことを期待して意見陳述とします。ありがとうございました。

【森部部会長】

ありがとうございました。委員の皆さんから、何かご意見、ご質問などございましたらお願い します。

(質問なし)

よろしいでしょうか。大迫さん、ありがとうございました。

< 大迫参考人退室。引き続き、興梠参考人・岩谷参考人入室 >

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者である宮崎ふれあいユニオンの参考人興梠さんと岩谷さんからの ご意見を伺いたいと思います。本日はお忙しい中、この専門部会に来ていただきまして誠にあり がとうございます。これからいただきますご意見は議事録に記録されます。専門部会は公開となっており、議事録は公開されますが、よろしいでしょうか。

【興梠参考人・岩谷参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、興梠さんと岩谷さん、お二人合わせて5分程度でご意見をお願いします。

【岩谷参考人】

私は、宮崎ふれあいユニオン書記長の岩谷と申します。

宮崎ふれあいユニオンの要望事項はすでに提出した文書に記載されたとおりで、できるだけ重 複は避けたいと思います。

今日は、生活者の生の声として一言、お訴え致します。

私は、働く人の生活を守るために地域最低賃金 1,000 円の早期実現を期待して本日この場に立たせていただきました。

私は、ディスカウントストアで惣菜などを調理販売するテナント会社従業員です。朝は7時から12時まで5時間働くパートタイム労働者です。

私が勤める会社は、九州エリアを中心に全国に 400 店舗ありまして、従業員が 4,500 人、そのうち正社員が 300 人という会社です。もちろん私が勤める会社は、パート労働者の賃金を決める基準は地域最賃です。今日も職場で、宮崎は給料が安いのに物価が高いよねっていう話をしてきました。400 店舗ありますので福岡にも同じ職場があるのですが、福岡の方が、賃金が高い。やってる仕事は一緒なんだけどねっていう話を宮崎も福岡並みに時給がなればいいのにねっていう話をしてきました。

地域最賃は各県でランク付けされていますが、Cランクの宮崎県もBランクの福岡県でも買い物に行けば生活必需品の値上げは金額は変わらず、収入水準が低い地方がより厳しい状態に置かれているのが実状です。実感としてもそう感じます。

物価高の影響について生活実感として、例えばですね、職場の方の話ですけど、二人のお子さんが大学進学で長男が福岡、長女が大阪の学校に進学が重なり、二人分の生活費仕送り、住居費などが新たな負担となり、今の物価高騰で一段と苦しくなっていると嘆いていました。

公共交通機関が少ない宮崎、通勤には自家用車で通っていますが、ガソリン高騰の影響もあって、実際、今、月に通勤だけに使うガソリン代が1万円近くします。会社からそのパートに支給される交通費は、キロ数で変わるんですけど、マックス3000円。そういう差し引いたのは自己負担です。その交通手段もマイカーに頼るしかない地方では家計負担が大きくなっているので、物価高による影響や実情を反映した最低賃金の審議をお願いいたします。

別の角度から一言あります。地域間格差を是正していかなければ地方から若い人も出て行ってしまい、地域経済がますます厳しくなることは当然です。収入の高いところにシフトする流れを誰も止められないし、地方の文化財と若い人材が融合して新しい地方創造をするために地域間格差を是正し、生活できる収入の確保が大事と考えます。

以上、3点について日頃感じていることを申し述べました。

最後に、中小零細企業が労務費の増加を適切な価格転嫁としてどう進めるか深刻な課題だと思います。しかしできない問題点ばかりでなく、問題解消に向けた合意形成と取り組みの第一歩を踏み出していただくことを期待します。ご清聴ありがとうございました。

【森部部会長】

興梠さん、岩谷さん貴重なご意見ありがとうございました。 委員の皆様から何か質問はありますでしょうか。 興梠さんはよろしいですか。

【興梠参考人】

はい、結構です。

【森部部会長】

はい、分かりました。 他の委員の方よろしいでしょうか。

【重黒木委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

はい。

【重黒木委員】

すいません、重黒木といいます。よろしくお願いします。先ほどはガソリンのことで、かなり 負担が増えているということ。お仕事に使う分についても自己負担をしてるというふうなお話も いただいて、非常に厳しい状況なんだなっていうことについては理解しました。

あと生活の分で、例えばその食料品とか、そういったものについては、負担感っていうのは物 価高の中でどのくらい感じていらっしゃるのかなっていう。

【岩谷参考人】

いや、毎年その時給がいくら上がってもですね、また今年、去年から今年、物価がものすごく上がってますので、毎回スーパーに行く度にちょこっとしか買ってないのに、もう 5,000 円、6,000 円してびっくりしてます。やっぱ厳しいです。エンゲル係数がどんどん上がっていって、厳しい状態です。

【重黒木委員】

生活必需品自体が家計を圧迫するような状態になっていると。

【岩谷参考人】

はい。

【重黒木委員】

ありがとうございました。

【森部部会長】

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問なし)

はい、それでは興梠さん、岩谷さんありがとうございました。

< 興梠参考人・岩谷参考人退室。引き続き、日髙参考人入室 >

【森部部会長】

それでは、本日の意見発表者であります宮崎県労働組合総連合の日髙さんのご意見を伺いたい と思います。本日はお忙しい中、この専門部会においていただきまして、誠にありがとうござい ます。これからいただきますご意見は、議事録に記録されます。専門部会は公開とされており、 議事録が公開されますがよろしいでしょうか。

【日髙参考人】

はい。

【森部部会長】

それでは、日髙さん、5分程度でご意見をお願いします。

【日髙参考人】

よろしくお願いいたします。

すいません、初めてなので、ちょっと緊張しております。原稿を読まさせていただきます。 意見陳述の機会をいただきありがとうございます。私はコープみやざきで働く時給職員で、労 働組合の執行委員長している日髙礼子です。

今日は時給職職員を代表して発言いたします。

生協の労働組合では、生協や関連企業で働く全ての労働者と労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでも誰でも7時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円以上を目指しています。そのために署名行動を行い、その署名を持って東京の国会議員会館に行き、宮崎選出の国会議員室のドアをたたき、最低賃金1,500円の国会請願書面の紹介議員になっていただくようお願いしてきました。残念ながら自民党議員の方々には断られましたが、立憲民主党の渡辺創議員は快く受け止めていただき、紹介議員になっていただきました。また全国から集まった仲間と一緒に新橋駅前での街頭宣伝行動や銀座でのパレードなどに参加いたしました。

今も物価高騰の波が止まりません。厚生労働省が2024年5月23日に発表した毎月勤労統計調査によると、物価高騰を考慮した一人当たりの実質賃金の月平均は前年度比2.2%減となっています。現金給与総額は1.3%の増、332,533円で、そのうちパートタイムの労働者は105,989円です。実質名目賃金が3年連続増加しているにもかかわらず、物価高騰に賃金が追いついていません。とりわけ深刻なのは、パートやアルバイトといった非正規労働者の賃金です。

コープみやざきの 2024 年春闘では、大幅な時給アップを要求しましたが、20 円のベースアップ回答でした。私たちは労働組合で要求し交渉できるのでいいですが、宮崎の中小企業の多くが、労働組合がありません。ですから交渉できないのが実態で、全国最低レベルだと思います。このままだと若者がどんどん他県に流れていってしまいます。

岸田首相は昨年末より企業に対し物価高騰を上回る大幅賃上げを要請していきました。この春 闘でその要請に応えた企業はどれだけあったのでしょうか。一般労働者の現金給与総額でも 1.7%増でしかないことから見ると、ほとんどの企業で物価高騰を上回る賃上げがされていない ことになります。ましてや労働者全体の4割となっている非正規労働者の賃上げを本気で考えているのなら、法律で上げられる最低賃金こそ大幅に引き上げるべきだと思います。

最低賃金の大幅な引上げとともに必要なのは、地域間格差をなくすことです。この間、中央最低賃金審議会の中でも地域間格差の問題が取り上げられてきましたが、一向に格差が解消されていません。昨年、宮崎県は中央の40円目安を上回り44円としたことは評価です。ですが、今年は昨年以上のアップを期待します。

先日の専門部会で労働者側代表から 1,000 円を目指す第 1 ステップとして 68 円を提示されましたが、私たちは今回 1,000 円に到達する 103 円以上を要望します。

生協労連では非正規で働く仲間の生活実態を今日お渡ししました「生協労連パート労働黒書」として毎年発行しています。2024年春闘に向けられて寄せられた一部を紹介します。

「店舗で勤務して23年、63歳になります。勤務時間は週の5日5時間、時給は992円で少しずつベースアップありますが、生活はいつもギリギリです。身体が不自由な夫と二人暮らしです。仕事から帰ったら夫の世話をしています。夫の年金と私のパートの給料で生活しています。子供たちはそれぞれ独立しているので、子どもたちの生活もあるので、なかなか頼りにくい状況です。今後の生活を考えると不安ばかり・・・。いつまで働けるのか、いつまで夫の世話ができるのか、この物価上昇でパートの時給は上がらないまま、いつまで経っても安定した生活はできません。介護と仕事の両立は体力的に経済的にも苦しいものがあります。夫を施設に入所させるための貯金もありません。この物価高騰の状況での夫の病院代、日々の生活費、電気代、ガソリン代などの支払いは、このパートの時給では無理です。せめて1,500円以上にならなければ、生活が立ち行かなくなります。」

というように、生活実態をまとめており、コープみやざきの職員も報告しています。プライバシーの関係で名前や県名などは載せていませんが、宮崎からもお二人の方に報告してもらいました。全国で生活実態調査をしていますが、どこで暮らしても時給 1,500 円が必要という結果が出ています。今まで発言したように物価高が止まらない状況で、再調査の結果 1,700 円が必要という結果になり、1,700 円の運動になっています。

私たちは専門部会には参加できませんので、今回の陳述を受け止めていただき、今年の夏の改定で最低賃金が 1,000 円となることを改めて要望し、私の意見陳述を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【森部部会長】

日髙さん、ご意見ありがとうございます。 委員の皆様から何かご質問はありますでしょうか。

【鎌田委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【鎌田委員】

意見ありがとうございます。労側の鎌田と申します。ありがとうございます。先ほど「前回の専門部会で 68 円」という発言があったんですが、63 円ですので、記録に残るのでそこだけ修正させていただきます。ありがとうございます。

【日髙参考人】

失礼いたしました。

【森部部会長】

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問なし)

はい、それでは、日髙さん、今日はありがとうございました。

【日髙参考人】

ありがとうございます。

<日髙参考人退室>

【森部部会長】

それでは、次の議題に入る前に、本日配付されました資料について、事務局から説明をいただ きたいと思います。お願いします。

【賃金室長】

本日専門部会の資料を追加でお示ししております。まず資料のここでは2と3についてご説明いたします。まず7ページの資料でございますが、これは宮崎労働局の職業安定部が7月31日に公表した令和6年6月の宮崎県の一般職業紹介状況となっております。

令和6年6月の有効求人倍率は、1.25倍と前月よりも0.03ポイント低下しておりまして、雇用失業情勢につきましては、「求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に当たる影響に注視する必要がある。」としております。

次に、25ページからの資料3ですが、これは前回、第1回の専門部会におきまして、委員の皆様から宮崎の実態を示した何か資料はないかというご要望がありましたので、事務局で作成した資料になっております。

まず、25ページと26ページにつきましては、7月29日の第2回本審の資料にも付けておりますが、中央の目安小委員会における公益委員見解を要約したものとなっております。特に目新しい内容を記載したものではございませんが、審議を進める上での参照するための資料との位置づけとしております。

次の27ページからが新たな提案ということになっております。

中央の目安審議では消費者物価の上昇率について、従来の「持ち家の帰属家賃を除く総合」を 重視しつつ、年間頻度 15 回以上を「頻繁に購入」する生活必需品として、抽出をしております。 宮崎でも同様の方針によって、審議を進めるため、宮崎としての資料の作成を検討いたしました が、全く同じ該当するデータがございませんでしたので、別の手法により、推計をしております ので、その内容について、ご説明をいたします。

まず の「頻繁に購入する」生活必需品の考え方についてですが、資料27ページ に記載してありますとおり、宮崎県における個々の品目のデータがございませんので、消費者物価指数における「穀物類・野菜類」など、大括りのデータを活用しております。また、市町村データにつきましても存在するのが宮崎市のみでありましたので、これを宮崎県のデータとみなして推計をしております。

「頻繁に購入する」の考え方について、 のところですが、資料30ページの別添1をご覧ください。こちらの表は、別添1が総務省による「家計調査」で、世帯収入5分位階級別の消費支出状況から、中程度の収入、このうちの3分位の361万円から512万円の年収層と低収入、第1分位で、0から239万円の、品目ごとの支出額を比較したものでありまして、中程度の収入層の年間支出額を100とした場合の低収入層の支出額の割合を比較しております。

本件につきましては、低収入層の購入額が、中程度層の購入額と比較して、相対的に高い品目について抽出をしておりますが、この数値が高いということは物価が上がっても生活する上で購入せざるを得ない品目であると判断して、「頻繁に購入する品目」としております。

また、その中で今回の抽出対象を支出額の平均の65%以上としておりますが、その理由としていたしましては、資料27ページの下の「」のところに注意書きとして書かしていただいておりますが、この30ページの表の58.4%というのが、右から4列目の、左側の一連番号8番のところが58.4%となっておりまして、これが、全体の総合的な平均値になっております。単純にこの58.4%以上のものがいわゆる「頻繁に購入するもの」として抽出するという方法もあるかと思うんですが、この場合ですと、例えば左側の一連番号の38の「菓子類」とか、その下の45番「酒類」も含まれることとなっております。こうした品目は趣向的な意味合いが強いと思われまして、これを除くことによって、真に生活に必要な品目を選定したと言えると判断したものであります。また、70%以上が必要だというふうに分類しますと、5品目程度しか残りませんので、統計としては信頼度に少し影響を及ぼすと思われましたので、12品目の選定可能な65%というのを区切りとしております。

なお、30ページの下の方の分類番号 110、下から 2 段目の「交際費」については、一応、支出割合と支出額の両方の数値を満たしているのですが、これは項目から除いております。その理由としては、「交際費」というのは何かを誰かにご馳走するとかプレゼントをするとかの支出などと考えられまして、他の分類に既にあるようなものと判断したため、ここでは除外をしております。例えば仮に全額払ったとしても、自分が食べた分については外食に区分されますし、奢ってあげた分は「交際費」に分類されるということで、多少重複する項目があると判断しましたので、今回の数値からは除いております。

また、28ページに戻っていただきまして、この28ページの に分類している12の項目が先ほどの条件をベースにした項目でございます。この12項目それぞれにおいて令和5年7月から令和6年6月における対前年同月上昇率の平均値を記載しております。全般的に物価は上昇しておりますが、(9)の「光熱・水道」と(10)の「家庭用耐久財」が物価を押し下げております。この中では(9)の「光熱・水道」の影響が大きくなっておりますが、その背景としまして、経産省が実施するエネルギー価格の負担軽減策による影響で抑えられているというふうに考えられますので、この影響を考慮していくかのパターンを想定して、推計をしております。その概要についてはその下の に記載をしております。

まず の「宮崎県における物価上昇率」につきましては、期間が「直近の1年もしくは中央の目安の審議に合わせた令和5年10月から令和年6年6月の9か月」の2パターン、あと、「光熱・水道」につきましては、推計の対象から完全に除いた場合と、分類としては残すけど影響をゼロとした場合、このいくつかを組み合わせた6パターンの算出をしております。 の(1)につきましては、上記 の12項目を令和5年7月から令和6年6月までの1年間の平均値を算出したもので、5.39%となっております。詳細なデータにつきましては、32ページの方に算出の結果を載せております。

また 28 ページに戻っていただきまして、 の(2)はこの の 12 項目について、期間を変更 して令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの 9 か月の平均値を算出したもので、(1)と同じく 5.39%となっております。詳細なデータはまた 32 ページの別添 2 - が参照となります。

この場合、厳密に言いますと、小数点以下第3位を四捨五入した結果、同じような値になっているという結果になっております。また28ページに戻りまして、の(3)につきましては、12項目から、「光熱・水道」を除いて11項目で計算し、さらに令和5年7月から令和6年6月の1

年間の平均値を出したもので、この場合 6.4%となっております。同じく詳細データは 33 ページ の別添 2 - をご覧ください。

続きまして、29ページに行きまして、 の(4)で同じく12項目から、「光熱・水道」を除いた11項目で、期間を変えて、令和5年10月から令和6年6月までの9か月の平均値を出したもので、この場合、6.17%となっております。 の(5)は12項目から「光熱・水道」の項目は残しつつ、物価上昇率の影響がないとみなしてその数値を「0」として、令和5年7月から令和6年6月までの1年間の平均値を出したもので、この場合は5.87%となっております。最後に、の(6)は上記 の12項目から、同じく「光熱・水道」の項目は残しつつ、物価上昇の影響がないとみなして数値を全部「0」として令和5年10月から令和6年6月までの9か月間の平均値を出したもので、この場合が5.65%となっております。詳細なデータはその後ろの方に載せておりますので、また改めてご確認をお願いいたします。

続きまして、宮崎県におけるガソリン価格の推移についてということで、29 ページの に記載をしております。

ここに記載しておりますとおり、宮崎県は公共交通機関が脆弱であり、主たる交通手段は自動車となっておりますので、その主たる燃料であるガソリンは消費に大きな影響を与えると考えましたので出してみたんですけれども、総務省による「家計調査」の分類ではガソリンの価格の項目はございませんでした。そのため、「一般社団法人エネルギー情報センター」公表の都道府県ごとのガソリン平均価格の推移から計算をしております。

資料の37ページの別添3- をご覧ください。宮崎県におけるガソリン価格について、直近の1年とその前年を比較すると、上昇率は4.38%となっております。一応、参考としまして、同期間の軽油と灯油についても価格の上昇率を記載しております。

また、資料38ページをご覧ください。別添3 - には、同期間における全国のガソリンの価格の推移を記載しております。先ほどの37ページと比較していただきますと、価格及び上昇率はいずれにおいても宮崎県が全国を上回っているというような状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。前回の部会において、さらに宮崎独自の資料ということで事務局の方で作っていただきました。ありがとうございました。ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【鎌田委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

お願いします。

【鎌田委員】

労側委員の鎌田です。資料の説明ありがとうございます。わかりやすい説明ありがとうございます。

例えば、この今29ページを私見てるんですが、「光熱・水道」が入る入らないで、結構違いが あるんだなと、それはもう統計上、なかなかその中央との比較がなかなか難しいということなん でしょうけども、例えば水道なんかは、おそらく、ごめんなさい、私が間違ってたら申し訳ないんですが、今後値上がっていくんじゃないか議会かなんかで論議されてたなというふうに思ってますので、「光熱・水道」の光熱の方は国からの補助が今まであっただろうし、それを差っ引いた場合はこうだよねっていうことでしょうし、水道に関しては今後、これ宮崎市を拾ってらっしゃいますので、宮崎市の水道というのは今後、金額が上がっていくっていうのも、含みとして入れておかないといけないのかなというふうには思ったところです。あともう一点、ガソリン代が、おそらくこの29ページのこの(4)(5)(6)には、包含されてないっていう捉え方でいいんですよね。ガソリンは別途こういうふうに調べたらかかっている。自動車の中に入ってるでよかったんですかね。

【賃金室長】

ガソリン価格が、30ページの部分でいくと、この中では項目の87番ですね。自動車等関係費の中で全部包含されていまして、この中には例えばいろんな項目入っていたけど、分からなかったんであえて抜いていたというところです。

【鎌田委員】

分かりました。ガソリンはこの中にも入っているということですね。ということは、私が今言った水道が今後上がるっていうところ、電気代のところは、補助が今まであったというところ、そのあたりはどう見るかというところで、あくまでも最低限の物価の意味なんだなっていうのが分かりました。ありがとうございます。

【河野委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【河野委員】

この資料を事務局で作っていただいてありがとうございました。私の基本的な考え方の中で話したのが発端でこれを作っていただいたものと理解しております。本当にありがとうございました。

先ほどの鎌田委員が言われた水道費の宮崎市の値上がりの件というのは、これ今から先の話であって、ここに出ているのは実績における数字の話だから、ちょっとなんかそれも加味とかっていう話ではないんですよねという感じです。

【鎌田委員】

はい、そうです。水道はもうあくまでも今後上がりますよねって話しただけです。

【河野委員】

今後上がりますよっていうことですよね。はい、以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。他に。

【重黒木委員】

はい。

【森部部会長】

はい。

【重黒木委員】

もういっぺん、いいですか。すみません。

ガソリンの関係なんですけれども、38ページに資料をいただいていて、説明の中で総務省の家計調査の中でガソリンがあるのでっていうことでお話しいただいたんですけど、これはこの間ガソリン価格に国の補助が入っていると思うんですけど、それを加味した数字が出てるっていうことかどうかっていうのは。

【賃金室長】

これは実際の実売価格の平均についてですので。

【重黒木委員】

補助が入っているという。

【賃金室長】

はい。

【重黒木委員】

補助がなくなったら、この価格よりも随分上がる可能性があるという。

【賃金室長】

はい。

【野口委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【野口委員】

ちょっと統計的な数字の取り方考えた方がよく分からくなって悩んでいるんですけれども、水 道とか光熱の扱いですけども、全国のやつでそういう追加で調査はされてないですよね。

【賃金室長】

除いてはないですね。

【野口委員】

で、5.4ですよね。

【賃金室長】

はい。

【野口委員】

で、こういったものが下がってるからそれを除外して、その物価上昇率を見るという考え方の 妥当性・・・。

【賃金室長】

これはあくまでも推計の一つのパターンとして出したもので、実際、もし電気とかが無かったとしたときの推計ということで、サンプルで出したものであって、これがこの本来出すべきかどうかっていうのはちょっと決まったものではないと思うんですが。

【野口委員】

ですから全国の5.4と比較するとすれば、どれが妥当なんですかね。

【賃金室長】

同じ比較でいけば、期間を除けば(1)になるでしょうか。

【野口委員】

いや、なぜこういう質問したかっていうと、結構数字の差がありますので、ある程度そこを認識しておかないと、その「光熱・水道」の取り扱いで、数字がこう大きく出ますので、ここは大事なポイントかなと思ったものですから。

【賃金室長】

そこはこういったものを、資料を元にこれから審議して、一つの材料として提示しておりまして、これでやってくださいというつもりでは全くないんです。

【野口委員】

分かりました。

【森部部会長】

基礎資料として出していただきましたので、これをどのようにして見るかっていうのは、今後の議論のポイントとしてみるかっていうのは、それぞれご意見が出てくるとは思います。ですので、あくまでも基礎資料ですので、これでどうこうっていうところではございません。ただ宮崎の実情ということで調べていただきましたので、これは一つの大きな資料かなとは思っております。

他に何かございますでしょうか。

【酒匂委員】

はい、よろしいですか。中央審議会の答申を、参酌しなきゃいけないということで、今回その物価上昇を主に考えていくっていう前提で今話が進んでいらっしゃって、本当作業大変だったなと思うんですが、もし分かる範囲で結構なんですけど、その中央審議会で、法定3要素と言われる生計費、賃金、支払い能力の要素がある中で、この公益委員の見解を読んでも、今年は最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも物価上昇を勘案することが今年度は適当であると、文言でしか分からないんですけど、なぜそこだけを今年度は配慮するんだ、適当だとするんだという議論になったのか、企業にとってはやっぱり賃金支払い能力という限界があるわけで、3要素それぞれ加味して決めていただくのが普通だろう。今年度に限って物価3.2%じゃなくて、しかも頻繁に購入する5.4%を元にしたという、そこが今回の議論の出発点にもなっている中で、まだまだ私どもとしては釈然としない思いが、私としてはあるものですから、分かる範囲に結構ですけれども、どうしてそういうことになっているのか教えていただければと思うんですが。

【賃金室長】

おそらく実質賃金が、昨日のニュースでは上がったと言ってますけど、26 か月連続で下がってるということで、その実質賃金をかなり重視して、その実態として把握するため、本当に必要な生活費を出したというところだと私は理解しておりますが、そのもっと背景については分かりませんので確認を取らせていただければありがたいなと。

【酒匂委員】

その数字も、宮崎側でもいろいろ数字出していただきましたけれども、やっぱりこういうバラ つきがあるわけですよね。期間のとりようによっても違う、頻繁に購入する商品もまさにこう生 鮮食料品とかですよね。その気候によってこう大きく変動するものをある期間だけとらえて持ってきているというところが果たして本当にそうなのか、もっとコアな部分の物価上昇率とか加味されないのか、なぜあえて高い数字で、しかも変動率の高い物を使われたのか、そこはよく分からない。

【賃金室長】

それは中央ということ。

【酒匂委員】

はい、中央がそれで我々がそれを参酌しなきゃいけない。その前提で今議論が進められている中で、なぜ3要素ある中で特にこれだけが今年度は配慮すると、適当と考えると言われたのか、その我々の議論の出発でもありますんで、教えていただければ、

【橋口部会長代理】

教えるって意味じゃないですけど、私の今の件についての意見ですが、多分、その法定3要素全部議論していろんなデータを出し、国も一応審議会で出された見解の中でも、それは全部データを出して議論の中身の照会をしながらも、現状としては急激な物価上昇が語り、最低賃金近傍の暮らしとしては、影響度が高いということで、多分昨年度も重点としては消費者物価の値上げについて、やっぱ重視して見るという、多分そういう文言があったと私は思っております。だから、その流れっていうのは、たぶん今年もずっと続いているということで、数値は別としてですけれども、やっぱり依然として暮らしの実態としては、かなり影響が高いというので、今年度も

重視するという見解になったのかなと、私は理解してます。

それと今年度の場合は、一般的な消費者物価だけではなくて、今回このデータを出していただいたものを 12 品目という、宮崎市でいえば出てるのを考えると、その頻繁に購入しているという、まさに言ってみればその生活必需品のところがどうなのかということに焦点をおいたときに、一定の数字が出てきているという、そういう紹介だと僕は理解してるんですけど。だから、これはいろいろ委員の皆さんのお考えが、これから判断として必要になるんだけれども、でも、使側の皆さんも、ここの数値自体は、河野さんも含めて、非常に出されて参考になるということで、大事なポイントじゃないかというご意見もありました。

私もそのとおりだと思いますので、全体としてはもちろん賃金の状況、その支払い能力とかっていうので、三つを見ていかないといけないし、それはそれなりにデータが集まってきてると思いますけど、その中でもやっぱり生活の安定と、特に低収入の方々の生活の安定としたことを本当に考えると、私も思うんですけど、やっぱり先ほど何人か意見表明もありましたけど、生計費というところが、非常にやっぱり大きな様相になってるというか、やっぱりそこを重視、個人的には私もせざるを得ないんじゃないかと、より重視せざるを得ないんじゃないかというのがあるのではないかなと、今の実態から。特にそういう頻繁に購入してるものの推移というのはやっぱり大事になるんじゃないかというふうに考えてはいます。

【森部部会長】

ありがとうございます。

【鎌田委員】

私からもよろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【鎌田委員】

まさしく今おっしゃった通りなんですが、やはり今日も意見聴取の中で3名の方がほとんど生計に関する物価の影響はすごく受けてるんだというのはすごく声が共通してるなというふうに思ったんです。

今日も事務局の方からいろんなパターン、6パターン出ました。私はどれがいい、これがいいは、それはまたみんなで議論する話であって、私もここで今確認したいのは、労側が基本的見解のペーパーにも消費者物価指数の宮崎を入れてますが、私が申し上げたいのは、あくまでも全国平均よりも宮崎の方が物価の影響すごく高いんですよというのをはっきりこの前回の基本的見解でもそうです。今日の6パターンの中、それはどれかどれっていうことはおいといて、とにかく宮崎が物価の影響を受けてるんだねっていうことが今明確に分かったということが、今回の審議にあたってみんなで検討する場ではなかろうかという、いい資料、データをいただけたというふうに思っております。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいですか。 それではですね、この資料についてのいろいろなご意見をいただきました。ありがとうござい

ます。

それではですね、議題2に移りたいと思います。他県の審議、全国の結審状況につきまして、 事務局からお願いします。

【賃金室長】

資料の最後の39ページの方に一覧が付いております。8月6日、昨日の午後1時時点の状況を記載しております。特に、宮崎と同じCランクを中心に記載させていただいております。Cランクにつきましては、8月5日に2の(3)の秋田が目安プラス4円の54円に引き上げ、時間額951円で結審をしております。Cランクにおきましては、秋田以外の県はまだ結審しておりませんので、だいたい予定では8月9日以降の結審を予定しているところが多くなっていると聞いております。

全国の結審状況は、一番下の3に記載しているとおりです。県名の横の括弧書きでの数値は目安に対する上乗せ額であって、何もない県は目安どおりとなっております。

なお、この資料の作成の後に確認できたのがBランクで岡山が8月3日に目安どおりの答申で、同じくBランクの香川が8月6日に目安プラス2円で答申と聞いております。説明は以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。

はい、それではですね、無いようですので議題3に移りたいと思います。議題3金額審議に移りますが、第1回専門部会において金額提示が既に行われております。整理しますと、

労側63円引き上げの時間額960円、

使側 28 円引き上げの時間額 925 円、

の提示で、双方には35円の開きがございます。

議事の進め方としましては、公・労・使全体で改めて審議を行って個別協議に入るか、それと も最初から公・労、あるいは公・使の個別協議に入るか、いかがでしょうか。ご意見ございます でしょうか。

【白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

はい、すみません。お願いします。

【白﨑委員】

その前に、一旦、労側から前回見解等補強しようということで説明させていただきましたけれ ども、本日もその部分に対して、今日の説明をさせていただければというふうに、追加でさせて いただければと思いますので、先にそちらの方を説明させていただいて、その上で入っていただ くという流れでお願いできないかと。

【森部部会長】

その入るっていうのは、全体に。

【白﨑委員】

個別に、すみません、個別に入っていきたいです。

【森部部会長】

じゃまた、全体協議になるんですかね。それとも。

【鎌田委員】

全体の中で1回、すみません。補強資料をちょっと少し説明したいなというふうに思っております。

【森部部会長】

分かりました。使側はよろしいでしょうか。

【河野委員】

はい、了解です。

【森部部会長】

ありがとうございます。また資料の説明を受けてから個別に入らせていただいて、はい、お願いします。

(労側の資料を配付)

【鎌田委員】

貴重な時間の中ありがとうございます。少し補強のとこで追加があります。目次を見ていただきましたら、8ページまではですね、前回説明をさせていただきました。本日は9ページ以降の部分、社会動態以降のとこを説明させていただきます。

まず9ページをお開きください。前回の中では物価高であったり、あと人材、人手不足というところも議論となりました。そういったところの人手不足というところで、社会動態というところを、ちょっと着眼をさせていただきました。まず、この表を見ていただきましたとおり、令和2年から6年までの毎年4月になると、2,000人から3,000人という形で県外へ転出をしてるという状況でございます。窺えられるのは進学、就職、転勤等で県外において転出されてるんでなかろうかというふうに思っております。

次、10ページをお開きください。その転出というところで、宮崎県外への年齢別の転出の推移というところを調べました。そういったとこを見たところでは、まず青色で塗っております 15 歳から 19 歳、ここが 2010 年から 2020 年の中の累計でいきますと、14.2%のシェア、赤色 20 歳から 24 歳が 23%のシェア、灰色 25 歳から 29 歳が 14.3%のシェア、要するに若年層、若者と言われている方々の 51.6%もが、県外へ流出しているという現状でございます。

直近は少ないなと、青色なんか 2,782 名で 2022 年がありますけども、おそらくこの中で 2020 年以降コロナが発生して、一部ちょっと県外流出が少し鈍ったというのもありますが、毎年高い 数字が続いているという現状でございます。

おめくりいただきまして、11 ページでございます。高校卒の県外就職先の都道府県別でございます。よくマスコミ等にも出ておりますが、高卒の県外就職で宮崎は 47 都道府県でも非常にワーストの方にも入っております。東京、愛知、福岡、大阪、神奈川の順でAランクBランクを中心としたところへ、高校生の方々が県外就職をされているという現状でございます。こちらは労働の対価で賃金を得るというところでございます。初めての就職でございます。と同時に、その地域で納税をする義務っていうのも働く納税者の義務でもあります。そういった方々が今都市部へ流れているというのはこの数値でございます。

次、おめくりいただきまして 12 ページでございます。前回の専門部会で重黒木委員から一人親の説明がありました。そこを改めて、内容を把握しますと、まずは宮崎の離婚率というのが1.7%ということで、全国で三番目に率が高いということ、そして一人親世帯の生活実態調査の結果を見ますと、まず1.左の方なんですが、母子世帯の3割を超える方の就労形態が、パートアルバイト等であると、それで生計をされてるんだというところでございます。あと、右の2.でございますが、仕事上で困ってることは何なのかというとこでございますが、こちらは母子世帯・父子世帯ともに賃金、給料が安いということが理由でトップであったということでございます。

最後の13ページでございます。左の方3.でございます。母子世帯・父子世帯の場合の世帯収入でございます。こちらグレーで塗っておりますが、母子世帯の71.9%が、月例賃金が20万円以下であるということでございます。例えばマックス20万を、1か月173時間で割ったとした場合、時給でみたら1,156円でしかない。前回パート下限の求人とあんまりそんな差がないという現状も出てるというとこでございます。あと右の方の4.でございますが、子供のことで悩んでること、母子世帯・父子世帯でございますので、そこを聞くと、やはりお金にまつわる学費というところが母子・父子世帯共に一番理由が多かったというところでございます。やはり前回見解を申し上げましたが、この2年で1,000円以上に達成することを我々労側は目指してる。本音はその達成につけて目処をつける重要な一年であるということも含めてですね。こちらの追加の資料を説明させていただきました。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。金額審議に入る前に労側から追加の資料という形で資料の提示 と説明をしていただきました。この件につきまして、何かございますか。

【河野委員】

特にありません。

【森部部会長】

よろしいですか。労側もよろしいですか。

(労側も了承)

それでは、金額審議に移りたいと思います。先ほどちょっとお聞きしましたけど、個別でよろ しいんですかね。それでは個別協議に入りたいと思いますので、まずは公・労で行いたいと思い ますので、申し訳ございませんが、使側の委員の方は控え室の方にお願いします。

(使側委員を控室へ案内)

- < 1回目の公労個別協議開始>
- (公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)
- < 1回目の公使個別協議開始>
- (公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)
- < 2回目の公労個別協議開始>
- (公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)
- <全体協議の再開>

【森部部会長】

それでは全体協議に入りたいと思います。本日の審議をまとめたいと思います。

労側が63 円アップの960 円、これは前回と変わらずということでした。使側が前回28 円アップから4円引き上げで、32 円アップの929 円ということです。開きが現在31 円という形になっております。

まだ第2回ですので、今後第3回が予定されておりますので、双方ともこの数字を持ち帰っていただいて、歩み寄っていただけたらいいのかなと思います。本日以降、近隣県の他局でも審議が進んでおります。その情報も収集していただきまして、再度9日に審議を再開するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

第3回の専門部会を9日に再開することにしたいと思います。他にご意見がなければ審議はこれで終了したいと思います。

次回は、労使双方の提示額及び全国の結審状況を参考にしながら審議を進めて、できれば結審 したいと思いますが、第1回専門部会では、予備日の設定について、本日の状況をみて調整する こととしておりました。予備日を設定する場合は13日以降となりますが、予備日の設定という のは必要でしょうか。

【白﨑委員】

労側としましては、9日で結審したいというふうに考えております。

【森部部会長】

労側は9日結審を考えていると。

【白﨑委員】

はい。

【森部部会長】

使側はいかがでしょうか。

【河野委員】

予備日は今のところありません。

【森部部会長】

ということで、予備日はないということでよろしいですか。ということは9日に決まるということで、期待してやっていきたいと思います。

それでは、他に何かございますでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは9日は専門部会の後に本審までを予定どおり開催するということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。それでは、次回の第3回専門部会は8月9日金曜日の 15 時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成しますので、鎌田委員と酒匂委員に確認をお願いしたいと思います。

また、本日の議事録につきましては、公・労あるいは公・使の個別協議につきましては、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから非公開とし、参考人聴取及び公・労・使の3者が揃った審議については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はないでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日の専門部会はこれで終了したい と思います。ありがとうございました。

部 会 長

労働者側代表委員		
使用者側代表委員		